## 枚方市デイサービス連絡協議会 会則

(名称・所在地)

第1条 本会は、枚方市デイサービス連絡協議会と称する。所在地については、会長が所属 する事業所内に設置するものとする。

(目的)

第2条 本会は、デイサービスの運営に関し、利用者様や家族様に満足いただけるようにより良いサービス提供を目指し、枚方市の高齢者福祉の向上に寄与する。 本会は、各関連機関との情報交換及び連絡の窓口となり、また職員の意識向上や、より良い就業環境を確立する一助とし機能する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

会員同士の交流・情報交換 各関連機関との交流・情報交換 デイサービス運営に関する調査研究 研修・講義等の開催 その他、会の目的達成のために必要な事業 会員への情報提供(ホームページ・各種案内等)

(組織)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する枚方市在住の利用者が属するデイサービス 事業所により、組織される。

(入会)

第5条 本会への入会は、所定の手続きを締結し、会員とする。

(退会)

第6条 入会年度中、本会や会員の名誉を著しく傷付け、又は本会の目的に反する行為等が みられた場合、その会員に弁明機会を与え、役員会で決議されたとき。 (役員)

第7条 本会に次の役員を配置する。

| 会長   | 1名  |
|------|-----|
| 副会長  | 1名  |
| 事務局長 | 1名  |
| 会計   | 1名  |
| 監事   | 2名  |
| 事務局  | 若干名 |

役員は総会において会員の中から選出する。役員の任期は単年度とする。 役員の再任は認める。原則として役員は一つの事業所に重任しないように 選出する。

## (職務)

第8条 本会の役員の職務は次の通りとする。

会長は、会を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し会長が不在の場合にはその職務を代行する。

監事は、本議会や会計を監査する。

会計は、本会の会計事務を務める。

事務局は、本会の庶務や各役員の補助に務める。

(顧問)

第9条 本会の顧問は枚方市役所長寿社会部とし、運営に協力し、発展に寄与する。 顧問は、役員会に出席する。

(総会)

第 10 条 総会は、会員(役員・顧問も含む)をもって構成し、毎年1回会長が召集する。 ただし役員の半数以上が必要と認めるときには、臨時総会を開会する。総会は、 特別な理由がない限り毎年 4 月に開会する。総会は、会員の過半数の出席をも って成立とする。総会に欠席する会員は、委任状提出をもって参加数に加算する。

## (総会内容)

- 第11条 総会の審議内容は次の通りとする。
  - ・本年度、事業報告及び決算・次年度、事業計画及び予算・次年度役員の選任
  - ・会則の変更・その他議長が付議した事項。

(役員会)

第12条 役員会は、枚方市デイサービス連絡協議会が開催される内容に従い、定期開会する。役員の半数以上の出席がない場合には流会とする。本会の役員であることを 自覚し、高質な協議会を目指し、建設的で活発な会議を実行する。役員会は、必 要に応じて開会する。役員会の議長は会長が務める。

(議決)

第13条 総会・役員会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決定し、賛否同数の場合においては、顧問の意見を取り入れ議長が決定する。議決数の確認単位は法人ごとに一票とする。

(会費)

第14条 本会の会費は法人単位の徴収による。全事業所一律(顧問を除く)年 5,000円 とする。会計年度途中の加入においても、一律年会費の徴収を行う。会計年度 途中の退会においては、返金義務を負わない。

(会計)

第15条 本会の経費は以下のもので運営する。・会費・その他収入

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月末日とする。

(その他必要事項)

第17条 その他本会に必要な事項は、会則以外において役員会により決定し、会員に報告 するものとし、別にこれを定めることができる。 付則 この規定は平成19年4月1日より施行する。

平成20年4月18日 会計役員2名より1名に変更。

平成 23 年 4 月 22 日 第 10 条 総会の議長は、役員以外の会員から選出 するを削除。

第12条 役員会の議長は副会長が務めるを会長に変更。

平成 23 年 5 月 18 日 第 13 条 議決数の確認単位は事業所ごとに一票と するを法人ごとに変更。

平成 25 年 4 月 26 日 第 7 条 役員は一つの事業所に重任しないように 選出する。を『原則』に変更。

平成27年4月24日 新旧対照表を参照

## 新旧対照表

| 変更年月日   | 条項   | 旧会則               | 新会則                 |
|---------|------|-------------------|---------------------|
| 平成 27 年 | 第6条  | 退会届が提出されたとき。      | 左記の二文を削除。           |
| 4月24日   | (退会) | 会費の滞納が1年以上にわたるとき。 | ※年度毎に入金頂き確認が出来た時点で入 |
|         |      |                   | 会となる為               |

平成29年4月20日 第7条 副会長2名より1名に変更。

第12条 「月に1回の開会を基本」を「必要に応じて 開会」に変更。

第14条 年会費1法人当り年10,000円より5,000円に変更。

平成31年4月26日 第3条 会報紙の発行を会員への情報提供

(ホームページ・各種案内等) に変更

第4条 「枚方市内のデイサービス事業所により組織 される」を「枚方市在住の利用者が属する デイサービス事業所により組織される」に 変更。

第7条 役員の配置に事務局長1名を追加